

三原市立鷺浦小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

全国的にいじめに起因して児童・生徒が自ら命を絶つ事案が続いて起き、いじめの防止にかかわる教育現場の対応、予防対策が社会の注目を集めている。国にあつては、平成25年6月28日に成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき、文部科学省がいじめ対策の推進に関する基本計画を策定してこの計画に基づいて全国の学校がいじめ防止を推進している。

このような状況の中、児童が安心して教育活動に取り組む校内組織を構築するため、広島県全ての公立学校が校内に「いじめ防止等に係る委員会」を設置し、学校の状況把握・分析、未然防止及び再発防止などに取り組んでいく。本校においても日頃から児童や保護者、地域とのコミュニケーションを積極的に図りながらいじめ防止に努めていく。

2 国の基本方針について

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

基本方針の内容

- いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。
- 国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の

意識改革の取組とその点検，その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3 いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ，集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

4 いじめの理解

いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査⁶の結果によれば，暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について，小学校4年生から中学校3年生までの6年間で，被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度，加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり，多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて，いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめ防止についての基本的な方向

（1）いじめの防止

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のためには，全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり，全ての児童生徒を，いじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築で

きる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

6 組織の設置について

本校においては、三原市立鷺浦小学校校務運営規定の第9条に、生徒指導委員会を設置している。少人数の教職員であるので、この組織を有効に使い、学校いじめ防止基本方針を実行に移すための組織と重ね合わせることにする。

いじめ防止対策委員会

- 1 いじめ防止対策委員会は児童の指導の推進について審議・調査し、もって校内・校外生徒指導の充実を図ることを目的とする。
- 2 いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事その他校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 いじめ防止対策委員会は、①具体的年間計画の作成・実行を行う仕組みであること。②いじめの相談・通報の窓口であること。③いじめに関する情報収集・記録・共有、記録の保存・引継ぎを行うこと。④緊急会議の開催をすること。⑤いじめの情報共有・事実関係の聴取・指導や支援体制整備・対応方針決定・保護者連携等を行うこと。⑥いじめであるかどうかの判断を組織的に行うこと。

7 生徒指導体制について

(生徒指導委員会)

- 1 生徒指導委員会は、生徒指導の推進について審議・調査し、もって校内・校外生徒指導の充実を図ることを目的とする。
- 2 生徒指導委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

8 いじめ防止についての具体的な取組内容

(1) 未然防止のための取組

- ・複式・少人数学級の特性を生かした授業づくり（分かる授業づくり・規律面など）、集団づくり
- ・少人数の中で、互いを認めあう学級づくり
- ・全職員で児童の日常的な行動を把握していく
- ・定期的なアンケート調査，児童の欠席日数等の全職員での把握
- ・いじめ問題について触れる指導を積み重ねていくこと（授業，給食時，学級活動，掲示物等）
- ・教職員の言動等指導のあり方等について研修の場を設けること
- ・道徳教育・・年一回の道徳地域公開授業の実施
- ・幼稚園への読み語りの読書活動の推進（幼・小の読書活動の交流・・原則毎月）
- ・環境を生かした体験活動（社会体験・生活体験），異学年交流などの推進（幼小の諸活動の交流・・年間5回）
- ・児童会，学級会を生かした取組
- ・パソコンの時間等を利用して，インターネットでのいじめなどについて児童を指導し，情報モラルについて考えさせていくこと。

(2) 早期発見の取組

- ・些細な兆候や危険信号を見逃さない体制整備（毎週の企画委員会での情報交換）
- ・定期的なアンケート調査，定期的な教育相談の実施
- ・生活ノートや日記等からの実態把握（原則毎日）
- ・家庭と連携し児童を見守る取組
- ・保健室の利用等の情報共有，環境整備
- ・インターネットの活用の中で，早期発見につながる情報を得ていく

(3) いじめへの対処について

- ・組織的な対応をすること。前教職員への周知
- ・保護者連携，関係機関連携について
- ・いじめられた児童への対応
- ・いじめた児童への対応
- ・いじめが起きた際の集団への働きかけ
- ・ネットいじめへの対応（情報モラル教育，事案への対応方法等）

(4) 重大事態への対処について

- ・重大事態への対処と同種の事態の発生の防止に資すること
- ・組織を設け調査を行うこと
- ・調査結果を児童及び保護者に情報を提供すること
- ・ただちに学校の設置者に報告すること

(5) 基本方針や取組についての検証・修正等について

- ① 取組がうまくいったかどうかの評価（P D C Aサイクルにおけるチェック）を学期ごとに行い,全体に周知すること（学期に1回）
- ② 修正については, 実態に応じた対応をする中で, 防止対策委員会に諮り, 修正をし, 全体に周知する。

9 教職員の資質能力向上について

- ・ 校内研修, 職員会議での生徒指導に伝の研修を積み重ねていくこと
- ・ 年間計画に位置づけた校内研修を実施していくこと
- ・ 教職員の言動等指導のあり方についても研修をしていくこと

10 地域や家庭, 関係機関との連携について

- ・ 放課後子ども教室の開催（毎週木曜日開催）
- ・ スタッフ会議での情報交換会（コーディネータさんを中心に年間2回開催）
- ・ 毎月のP T A全体会（全過程の保護者が会合・情報交換）
- ・ 鷺浦町青少年育成会議との連携
- ・ 民生委員との連携
- ・ 鷺浦駐在所との連携

11 外部講師等の活用

- ・ 鷺浦駐在所の警察官による非行防止教室の開催（年間1回）
- ・ P T A講演会の講師による「子育て講演会」の実施（年間1回）

12 その他

- ・ 鷺浦小学校は地域・保護者によって見守られ, 育まれてきた。地域・保護者・教職員の願いは, 全ての子どもたちが安心安全に学校生活をおくり, 基礎学力と社会性を身につけ, ふるさと鷺島に誇りを持つように育つことである。今後とも複式少人数の学校として, その特性を大いに生かし, いじめのない明るく楽しい学校にしていくことを責務と考える。